

○藤沢市文書館条例

昭和49年6月20日

条例第4号

(目的及び設置)

第1条 この条例は、市民の文化及び福祉の増進を図るため、この市に文書館を設置等するについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
藤沢市文書館	藤沢市朝日町12番地の6

(業務)

第3条 文書館は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) この市の歴史資料の収集、整理、保存、調査、研究及び一般への閲覧
- (2) この市の行政資料の収集、整理、保存及び研究並びに市長が別に定めるものを除いた資料の一般への閲覧
- (3) 前2号の調査及び研究結果の発行
- (4) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認めた業務

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、昭和49年7月1日から施行する。